

板橋区未成年後見人支援事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区子ども家庭総合支援センター所長(以下「センター所長」という。)等が家庭裁判所に対して選任請求をした未成年後見人の報酬等の全部又は一部を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 区は、前条の目的を達成するために、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 区長が必要と認め、家庭裁判所より選任された報酬の付与が認められた者に対して、報酬額の全部又は一部を助成する事業(以下「報酬助成事業」という。)
(2) 区長が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び未成年者被後見人(以下「被後見人」という。)が加入する損害賠償等の保険料を助成する事業(以下「保険料助成事業」という。)。なお、保険料助成事業の運営主体は公益社団法人日本社会福祉士会(取扱代理店含む。以下「日本社会福祉士会」という。)とする。

(対象者)

第3条 報酬助成事業及び保険料助成事業の対象となる者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第33条の8の規定によりセンター所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人として選任された者又はセンター所長以外の者が選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人として選任された者(センター所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあるとセンター所長が認める児童に係る者に限る。)で、次に掲げる事項を全て満たした者とする。

- (1) 被後見人は、措置又は一時保護を行っている等子ども家庭総合支援センター(以下「センター」という。)が関与している児童であること。
- (2) 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること。
- (3) 未成年後見人が、被後見人の民法(明治29年法律第89号)第725条の規定による親族以外の者であること。ただし、法第27条第1項第3号の規定により措置又は委託されている児童等に係る者であって、当該児童等が入所している施設の法人及び法人職員又は委託されている里親は対象としない。

2 前項に規定する、センター所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあるとセンター所長が認める児童とは、次に掲げる全ての要件を満たす児童とする。

- (1) センターが把握している児童であること。
- (2) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。
- (3) 親族が監護・養育能力に欠けるため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童であること。

(助成対象期間等)

第4条 報酬助成事業及び保険料助成事業の対象期間は、未成年後見人に就職した日から被後見人が18歳に到達する日の前日までとする。

- 2 センター所長は、1年に1回以上、未成年後見人及び被後見人の状況を確認するものと

する。

(報酬助成事業の申請等)

第5条 報酬助成事業の申請者は、第3条第1項に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、民法第862条に基づき当該家庭裁判所から報酬の付与が認められ、その額が決定された者とする。

2 未成年後見人は、家庭裁判所に報酬付与の請求を行う際には、当該年度分に係る活動実績について、同年度内に当該請求を行うものとする。

3 法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行ったセンター所長は、当該未成年後見人に対し報酬助成の取扱いに関する資料を提供するなど、報酬請求手続の勧奨等に係る取組みを行うものとする。

4 第1項に掲げる要件を満たしている未成年後見人が、当該報酬助成事業により報酬を受けようとするときは、第2項による報酬付与の決定を受けた年度内に次の書類を添えて区長に申請を行うものとする。

- (1) 未成年後見人支援事業(報酬助成事業)申請書(別記第1号様式)
- (2) 未成年後見人支援事業資産状況届出書(別記第2号様式)
- (3) 未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書(別記第3号様式)
- (4) 報酬付与審判書の写し
- (5) 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し
- (6) その他区長が必要と認める書類

(報酬助成額)

第6条 報酬助成額は、家庭裁判所が未成年後見人の請求を受け決定した報酬額とし、助成対象期間の月数に当該未成年後見人に係る被後見人1人当たり2万円を乗じて得た額を上限とする。

(報酬助成の決定)

第7条 第5条の規定により申請を受けた区長は、その内容を審査の上、報酬助成の可否を決定するとともに、「未成年後見人支援事業(報酬助成事業)(決定・却下)通知書」(別記第4号様式)により未成年後見人に通知するものとする。

(報酬助成金の支払い)

第8条 前条により報酬助成額の決定を受けた未成年後見人は、補助金交付請求書(別記第9号様式)に必要な書類を添えて請求するものとする。

2 区長は、当該請求を受けた翌月中に、未成年後見人に対して報酬助成金を支払うものとする。

(損害賠償保険等への加入申請)

第9条 法第33条の8に基づきセンター所長が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたとき、又は、センター以外の者が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときは、区長は速やかに第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険等の加入申請を行うものとする。なお、加入申請は「未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入申請書」(別記第5号様式)に、日本社会福祉士会の定める「未成年後見人支援事業未成年後見人補償制度加入依頼書」を添えて、日本社会福祉士会に対し行うものとする。

2 区長は、当該加入申請に際しては、あらかじめその内容を被保険者となる未成年後見人等へ説明し、「未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入同意書」(別記第6号様式)により

同意を得るものとする。

(保険料助成額)

第10条 保険料の助成額は、日本社会福祉士会が定める保険料額の全部の助成を行うものとする。なお、損害保険への加入が年度途中の場合には、別途日本社会福祉士会が定める額とする。

(保険料助成金の支払い)

第11条 第9条の規定により加入申請を行った損害賠償保険に係る保険料は、日本社会福祉士会から送付される請求書により行うものとする。

(事故等の発生報告)

第12条 保険料助成を受けている未成年後見人及び被後見人が、生じた損害に対し、保険料の支払いを求める場合には、事故報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(保険料助成の継続)

第13条 区長は、保険料助成を行っている未成年後見人及び被後見人に対し、翌年度も保険料助成を継続する必要がある場合には、毎年3月10日までに日本社会福祉士会に対し加入申請を行うものとする。

(未成年後見人の報告義務)

第14条 本事業の助成を受ける未成年後見人は、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに「未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書」(別記第7号様式)に「未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書」を添付し、区長に提出しなければならない。

(1) 被後見人の資産等の合計が1,700万円以上となったとき。

(2) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。

(3) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。

(4) 被後見人が婚姻したとき。

(5) 被後見人が死亡したとき。

(6) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(7) 助成対象未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(未成年後見人支援事業の取消)

第15条 被後見人が第3条第1項第1号に該当する児童等でなくなったときは、区長は、速やかに「未成年後見人支援事業取消通知書」(別記第8号様式)により未成年後見人に通知しなければならない。

(未成年後見人支援事業の終了)

第16条 第14条の届出による事由が同条第1号から5号までによる場合又は前条による場合の報酬助成金の支払いは、その事由が発生した日を含む月までとし、以後の支払いを行わないものとする。

(譲渡等の禁止)

第17条 未成年後見人支援事業を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第18条 区長は、未成年後見人支援事業における助成の支給後、未成年後見人又は被後見人の状況が第14条第1号から第5号までのいずれかに該当していることを確認した場合は、未成年後見人支援事業の決定の全部又は一部を「未成年後見人支援事業取消通知書」により取り消すとともに、未成年後見人支援事業における助成金を受給した者に対して支給済みの未成年後見人支援事業助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項に該当する場合においては、区長は当該損害賠償保険加入について、これを解除することができる。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

未成年後見人支援事業（報酬助成事業）申請書

板橋区長 あて

未成年後見人 氏 名

住 所

電話番号

被後見人 氏 名

住 所

電話番号

家庭裁判所の報酬付与審判により未成年後見人の報酬額が決定したので、下記のとおり報酬の助成を申請します。

記

報酬付与審判で決定された報酬額	年額	円
報酬付与審判で決定された報酬付与期間	年	月 日から 年 月 日まで
被後見人の戸籍に記載されている未成年後見人選任の裁判確定日	年	月 日から
対象期間内に施設入所がある場合の入所期間	年	月 日から 年 月 日まで (施設名)

(必要書類)

- 1 報酬付与審判書の写し
- 2 未成年後見人支援事業資産状況届出書
- 3 未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書

未成年後見人支援事業資産状況届出書

板橋区長 あて

未成年後見人 氏 名

住 所

電話番号

被後見人 氏 名

住 所

電話番号

未成年後見人支援事業の申請を行うため、下記のとおり被後見人の資産状況を届け出ます。

記

資産の内訳	現 金	円
	預 貯 金	円
	有 価 証 券	円
	不 動 産	円
	そ の 他 の 資 産	円
資 産 の 合 計		円

※注意事項

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取消したうえ、助成額の返還を求めます。

未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書

板橋区長 あて

未成年後見人 氏 名 印

住 所

電話番号

被後見人 氏 名 印

住 所

電話番号

未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、関係機関に調査・照会を行うこと及び本同意書を関係機関に開示することに同意します。

記

被後見人	氏 名
	住 所
	電話番号
未成年 後見人	氏 名
	住 所
	電話番号

未成年後見人支援事業（報酬助成事業）（決定・却下）通知書

未成年後見人
様

板橋区長 印

年 月 日に申請がありました未成年後見人支援事業（報酬助成事業）について、下記のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

記

決 定 の 内 容		報酬助成決定 ・ 報酬助成却下
助 成 金 額		_____ 円
助 成 対 象 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
被 後 見 人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	住 所	〒 -
備 考		

※注意事項

- 1 助成金を当事業の目的以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求められることがあります。
- 2 未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに区長に対し、次の必要書類を用いて報告してください。

<必要書類>

- (1) 未成年後見人支援事業資産状況変更・喪失届出書
- (2) 未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書

未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入申請書

公益社団法人日本社会福祉士会 御中

板橋区長 印

未成年後見人支援事業における未成年後見人損害賠償保険等について、下記のとおり未成年後見人及び被後見人の加入を申請します。

記

被 後 見 人	氏名
未 成 年 後 見 人	氏名

<添付書類>

未成年後見人支援事業未成年後見人補償制度加入依頼書

未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入同意書

板橋区長 あて

未成年後見人 氏 名

住 所

電話番号

被後見人 氏 名

住 所

電話番号

未成年後見人支援事業損害賠償保険等について、損害保険内容等について説明を受け、加入することに同意します。

記

被後見人	氏 名
	住 所
	電話番号
未成年 後見人	氏 名
	住 所
	電話番号

未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

板橋区長 あて

未成年後見人 氏 名

住 所

電話番号

被後見人 氏 名

住 所

電話番号

未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じたので、下記のとおり状況を届け出ます。

記

状況変更年月日	年 月 日														
変更等の内容	◆被後見人の資産状況（資産状況に変更がある場合のみ要記入）														
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">資産の内訳</td> <td>現 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>預 貯 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不 動 産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">資産の合計</td> <td></td> </tr> </table>	資産の内訳	現 金	円	預 貯 金		有 価 証 券		不 動 産		その他の資産		資産の合計		
	資産の内訳		現 金	円											
			預 貯 金												
			有 価 証 券												
			不 動 産												
		その他の資産													
資産の合計															

※注意事項

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取消したうえ、助成額の返還を求めます。

未成年後見人支援事業取消通知書

未成年後見人
様

板橋区長 印

未成年後見人支援事業について、下記のとおり取消しましたので通知します。

記

取消する助成		保険料助成 ・ 報酬助成
取消日		年 月 日
取消理由		
被 後 見 人	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒 -
備考		

第9号様式（第8条関係）

請 求 書

金 円

板橋区未成年後見人支援事業実施要綱第8条の規定により、 年度未成年後見人支援事業補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

板橋区長あて

請求者 未成年後見人

住所

氏名